

秘密保持約款

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の種子島宇宙センターにおけるエネルギーサービス（ES）事業に関する情報提供要請（RFI）（以下、「本RFI」という。）のために機構が相手方に開示する情報の取扱いについて、次のとおり約款を定める。

（適用範囲）

第1条 本約款は、機構から相手方に開示する本RFIに関する情報のうち、秘密に属するものの取扱いについて適用する。

（定義）

第2条 本約款において、用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- （1）「秘密」とは、機構が当該情報の取扱い条件を明示したもののうち、「一般情報」及び「限定なし」以外の情報をいう。
- （2）「情報」とは、あらゆる情報であって、文書、図面及び電磁的記録、口頭など有形・無形を問わない。

（一般義務）

第3条 相手方は、機構から開示された秘密について、本RFIの期間のみならず、本RFIの終了後においても、本約款に定めるところにより秘密の保全に万全を期し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- （1）機構から知得する以前に、既に公知であるもの。
 - （2）機構から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - （3）機構から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したものの。
 - （5）機構から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - （6）機構から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
 - （7）裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを機構に直ちに通知する。
- 2 相手方は、その目的に照らして必要最低限の役員及び従業者等の関係者に限り、相手方の定める管理責任者の監督の下で秘密を使用するものとする。
- 3 相手方は、本件入札等のためにのみ秘密を使用するものとする。

（複製）

第4条 相手方は、本RFIに必要な場合を除き、機構が開示した秘密の複製又は写真撮影等の媒体への記録をしてはならない。

（本RFI終了後の秘密の取り扱い）

第5条 相手方は、機構から開示された秘密の使用目的が終了したとき、又は本RFIが終了したときは、速やかに秘密の情報を機構に返還又は廃棄しなければならない。

2 秘密の情報の返還又は廃棄後も第3条、第4条、第8条、第9条、第10条及び第11条は効力を有するものとする。

（秘密管理）

第6条 相手方は、第3条から前条に定める措置を確実に履行し、相手方の事業所等関係箇所における秘密の保全を確保するため、秘密保全に関する管理責任者を定め、機構にその氏名を通知するとともに、適切に秘密の保全管理を行わなければならない。

（検査）

第7条 機構は、本約款に定める相手方の義務の履行を確認するため、必要な範囲で相手方の事業所等関係箇所の検査を行うことができる。

（違反時の措置）

第8条 機構は、相手方が本約款に定める義務に違反したと認められる場合には、違反の是正を求める

ことができる。この場合において、相手方は速やかに是正のため措置をとるものとし、是正後の状況について、機構による検査を受けなければならない。

- 2 相手方による本約款の義務違反が、本RFIの後、契約相手方として選定した契約において判明したときは、機構は、前項に定める是正措置の要求に加えて、本約款の義務違反として、選定結果の取消し、又は契約の一部若しくは全部を解除することができる。解除後の措置については、当該契約に定めるところに従う。

(事故発生時の措置)

- 第9条 相手方は、秘密の漏洩、紛失、破壊等の事故が発生し、又はこれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を、速やかに、機構に報告し、機構の指示に従うものとする。

(損害賠償)

- 第10条 前条の事故が、相手方による本約款の義務違反のために生じたものであるときは、相手方は損害賠償の責を負う。

(協議事項)

- 第11条 本約款に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、機構と相手方の協議により、解決するものとする。